平成２４年（フ）第１４５号
青森県三戸郡南部町大字福田字昼場14番地
大久保ハイツＢ－２、前住所青森県三戸郡南部町大字斗賀字下斗賀61番地
債務者　佐々木　隆
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１９５３号
愛知県あま市篠田向島70番地１　チェリーハイム201号、従前の住所愛知県あま市七宝町伊福四之割66番地４
債務者　諏訪　友助
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２８号
名古屋市北区桐畑町100番地　如意荘２棟502号
債務者　グリーンショップつち園こと　土屋亜起子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場141番地２、前住所鹿児島県肝属郡錦江町馬場151番地
債務者　渡邉　雄一
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
青森県つがる市富萢町屏風山１番地38
債務者　秋田　琢也
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
神奈川県逗子市逗子２丁目４番３号　ハイツ智佐201
債務者　吉野　尚美（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３８号
神奈川県逗子市小坪１丁目20番26号
債務者　堀　　文明
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７４４号
名古屋市天白区元植田２丁目901番地の１
ＲＯＺＥ３－106号
債務者　城　　英人
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８号
島根県飯石郡飯南町井戸谷343番地
債務者　小松　洋司
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３７２号
名古屋市緑区ほら貝１丁目70番地
債務者　上田　久子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８８７号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目10番５号第３リベラル201号
債務者　奥山小百合（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８１号
札幌市北区新川西２条２丁目７番７号
債務者　勝瀬基比古
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８４号
札幌市手稲区手稲本町３条１丁目２番６号　手稲ハイツ305号
債務者　村井　　亨
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６２号
札幌市北区北25条西４丁目２番５－807号
債務者　尾崎　和則
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１３号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目９番３－301号
債務者　堀川　裕太
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３１号
札幌市東区北44条東14丁目４番３号　光コートＮ44－305号
債務者　黒瀧　龍太
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７２号
札幌市白石区東札幌４条４丁目５番６号　グロブナー白石Ａ－６号
債務者　門脇ユキ子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部